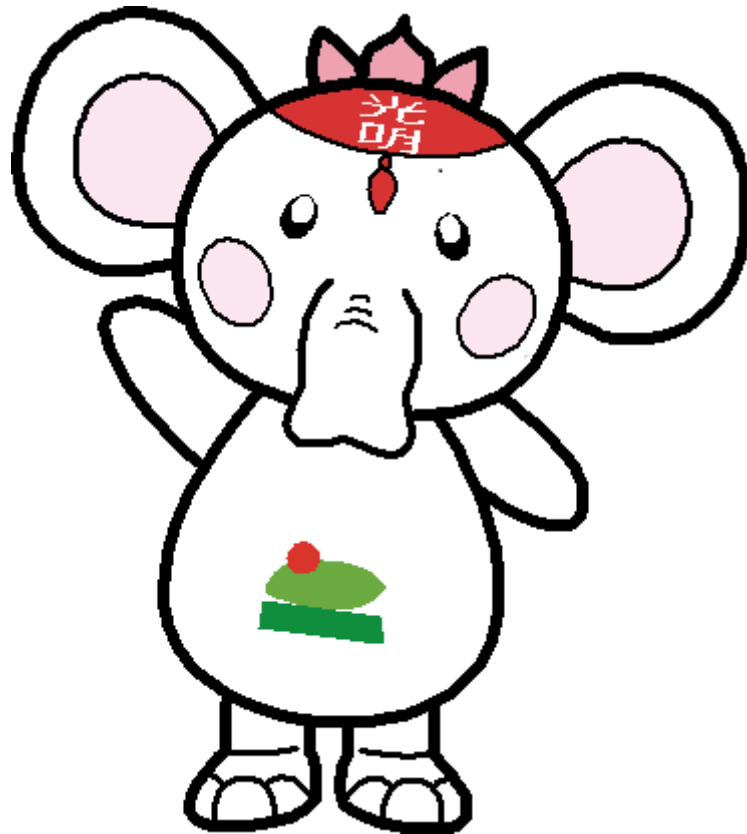


乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
— 重要事項説明書 —



社会福祉法人多摩養育園

光明第七こども園

所在地 八王子市宮下町354
電話 042-691-1847
IP電話 050-5533-3907
FAX 042-692-4770
アドレス <https://www.koumyou7.net>
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

光明第七こども園 重要事項説明書

1. 運営主体

設 置 主 体	社会福祉法人多摩養育園
運 営 法 人	社会福祉法人多摩養育園
所 在 地	〒192-0055 東京都八王子市八木町 8-11
連 絡 先	042-623-3388
代 表 者 氏 名	足利 正哲

2. 施設概要

種 別	乳児等通園支援事業（一般型）
名 称	光明第七こども園
所 在 地	192 - 0005 東京都八王子市横川町 603
電 話 番 号	042 - 621 - 1847
F A X 番 号	042 - 692 - 4070
園 長 名	土方 邦子
乳児等通園支援事業 開 始 年 月 日	令和8年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート 2階建て
実 施 場 所 面 積 及 び 階 数	2階 39.63 m ²
その他事業	子育てひろば A 型
利 用 定 員	0歳児（幼児食に移行していること）：2名 1歳児：6名 2歳児：6名

3. 事業の目的

乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用しているこどもが、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。



社会福祉法人 多摩養育園

経営理念

ゆりかごから天国まで

私たちは、地域の人々が、
安心して、輝いた人生を実現できるよう、
慈悲のところで支援します。

運営方針

地域の皆様の声をもとに、安心して利用できる
福祉の拠点を創造し、地域と共に歩みます。

人権・人格を尊重し、慈しみと思いやりの心で、
一人ひとりを大切にした支援を行います。

法令及び社会的規範を遵守し、情報開示を積極
的に行い、公正で透明な経営をいたします。

光明学園運営理念

私たちは、子どものおもいを受け止め、
保護者の子育てを支えます。

行 動 規 範

子どもの最善の利益の保障

- ・子どもの人権人格を尊重し、一人ひとりの発達に合わせた援助をしていきます。

生きる力の基礎育成

- ・養護と教育が一体になった保育を通して、健全で安全且つ情緒の安定を図れる環境を整えます。また、生きる喜びと困難な状況に対処する力を育むことを基本にして、健やかな生活を支えています。

保護者との協働

- ・子どもと保護者の置かれた状況や自己決定の権利を十分に受け止め尊重し、その思いに寄り添いながら子育ての協働をすすめます。

守秘義務の遵守

- ・保育を通して知り得た個人情報や秘密は、プライバシー保護のため固く守ります。

保育の質の自己評価

- ・職場内のチームワークと関係専門機関との連携を大切にし、子どもの視点に立った自己評価を実践しながら、保育の質の向上を図っていきます。

地域の子育て支援

- ・関係機関との連携を取りながら、地域の中で安心して子育てが出来るよう努めます。

6. 教育・保育方針 和 教育・保育方針

日本の心をとりとどす

自然	自然	自然とふれあい 強く生きる力をつける
	生命	生命の不思議さと尊さを知る
	恵	他の生命により生かされていることを知る
心	静	静かに坐り 落ち着いて考える力を養う
	心	思いやりの心 優しい心を育む
	家族	無償の愛に気づき 親 先祖を敬う
礼節	品格	日本人としての誇りと品格を身につける
	礼儀	正しい礼儀作法を身につける
	自律	善悪を判断でき、善行を行える力を培う
伝統	祭	祝い 祈りの気持ちを育む
	遊(あそび)	日本古来の遊びから 想像力を養う
	伝統	日本文化と伝統を知り 継承する

7. 提供する乳児等通園支援の内容

(1) 乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じ、乳児等通園支援を提供します。また、登園時の健康観察および日中の体調確認を行い、感染症予防を含む安全衛生管理を実施しております。あわせて、園門の施錠管理、来園者の確認、保育室内外の安全点検等を行い、利用乳幼児の安全確保に努めております。

《保育のスケジュール》

0歳児

9:30	順次登園・検温
	あそび・睡眠
11:30	給食
12:30	順次降園

1・2歳児

9:30	順次登園・検温
	あそび
11:30	給食
12:30	順次降園

(2) 食事の提供

- ・自園調理により提供します。

※アレルギー対応は、行っておりません。ご承知おきください。

8. 職員体制

職種		人数
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督する。	1
保育教諭等	園児の教育及び保育をつかさどる。	3

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

9. 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

開園日時	・火曜日または金曜日 9時30分～12時30分 ※変更になる場合あり
休園日	・土曜日、日曜日、祝日 ・年末年始（12月29日～1月3日） ・園の行事及び職員体制等により、対応が不可能な場合

※実際に乳児等通園支援を提供する日及び時間帯は、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

10. 利用者負担等

利用料 1時間当たり300円

超過料金 お迎えの遅れにより終了予定時刻を超えて利用した場合は、10分につき100円を徴収する。

※やむを得ず予定時刻が過ぎる場合は、30分以内のお迎えをお願いします。

支払方法 利用日当日に現金支払

※八王子市民の方は、上限48,000円を上限に、利用者負担軽減があるため、支払いは不要になります。

総合支援システムの利用実績により、市から当園に支払われますので、手続きは不要です。

※給食費 園で対応します。（午前中のおやつはありません）

11. 利用開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

（1）基本的な留意事項

総合支援システム	利用者の基本情報の登録や、利用予約・変更・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。
利用開始について	利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴（家庭での過ごし方、離乳や食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。 また、利用開始にあたり本説明書に記載した重要事項を説明

	し、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、同意を得ます。
利用終了について	以下のいずれかの状態となった時は利用が終了いたします。 ①利用乳幼児の年齢が満3歳となったとき。 ②保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設の利用が決定したとき。 ③その他利用の継続において重大な支障・困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	①利用予約は、利用日の前月の25日の午前9時から総合支援システム上で受け付けます。 ②予約後に利用しないことが決まった場合は、必ず予約のキャンセルを行ってください。 ③利用日前日の15時以降にキャンセルした場合、またはキャンセルせずに利用しなかった場合、キャンセル料が発生します。（キャンセルした場合の利用料を徴収する場合） ④利用日前日の15時以降にキャンセルした場合、利用予約していた時間分の利用料を徴収します。） ⑤お迎えの遅れにより、利用終了時刻超えた場合、10分ごとに100円の超過料金を徴収します。 ⑥利用のキャンセルが頻繁に生じている方は、利用をお断わりする場合があります。

（２）健康管理、病気のときの対応

- ①病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮ください。お子さんの状況や感染症により、利用をお断りする場合があります。
- ②登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながら連絡をさせていただきます。
- ③お薬は原則としてお預かりしません。
- ④予防接種は機会を逃さず予定を立てながら受けるようにお願いします。また 接種後その旨をお知らせ下さい。

12. 緊急時における対応

乳児等通園支援の提供中に体調の急変などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者及び八王子市に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	八王子消防署 檜原出張所
所在地	東京都八王子市檜原町 501
電話番号	042-626-0119

【管轄する警察署】

警察署名	八王子警察署
所在地	東京都八王子市元本郷町 3 丁目 19-1
電話番号	042-621-0110

13. 非常災害時の対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常時災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知し、毎月1回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	土方 邦子
消防計画届出年月日	令和5年5月1日
避難訓練	非常時を想定した避難訓練を毎月実施します。
防災設備	自動火災報知機・誘導灯

避難場所と指定避難所

避難場所 (緊急的に避難する場所)	第1避難場所：光明第七こども園 第2避難場所：鶴前まちの広場
広域避難場所	第1避難所：加住小中 第2避難所：創価大学グラウンド

14. 賠償責任保険の加入状況（以下の保険に加入しています。）

保険の種類	施設賠償保険 100,000 千円
保険の内容	身体障害・財物損壊

15. 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	早川 葉子（主任）	TEL 042-691-1847
相談・苦情解決責任者	土方 邦子（園長）	
第三者委員	山口 茂	TEL 090 - 8179 - 9330

	近喰 晴子	TEL 090 - 4932 - 4929
--	-------	-----------------------

(1) 苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面などにより受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出る事も出来ます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求める事が出来ます。なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整・助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

16. 虐待の防止のための措置について

(1) 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講じます。

- ① 人権の擁護・虐待の防止に関する必要な体制の整備。
- ② 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- ③ 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 虐待等行為とは、児童福祉法第33条の10第1項各号に規定の行為をいう。

(3) 乳児等通園支援中に当園の職員または保護者(こどもを現に養育する者を含む)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止法に従い、八王子市や児童相談所等の行政機関に通告します。

17. 個人情報の取り扱い

(1) 乳児等通園支援の提供にあたり、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令等による必要な場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(2) 個人情報の取り扱いについて関係法令及び当法人の「個人情報保護規程」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

以上

当園は、乳児等通園支援の提供にあたり、利用申込者に対して、本書面に基づき乳児等通園支援の内容等重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 名称

住 所

説明者 職 名

氏 名 ⑩

私は、本書面により、光明第七こども園が提供する乳児等通園支援の内容等重要事項の説明を受け、光明第七こども園が提供する乳児等通園支援を利用することについて、同意いたします。

年 月 日

利用申込者(利用乳幼児の保護者)

住 所

氏 名 ⑩

(利用乳幼児の氏名)

(利用乳幼児との続柄：

